主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人伊藤壽朗の上告理由について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて、郵政職員の争議行為に起因する 本件書留郵便物の配達の遅延により上告人に生じた損害につき、郵便法第六章の諸 規定に照らし被上告人の上告人に対する損害賠償責任を否定すべきものとした原審 の判断は相当であり、その過程に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう部分を含 め、その実質はひつきよう独自の見解に基づいて原判決の法令違背を主張するもの にすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
頼	重	本	塚	裁判官
慶	官	里系	医	裁判官